

# 令和5年度 学校いじめ防止基本方針

東久留米市立第三小学校  
校長 町田 元彦

## 1 いじめ防止対策推進法の制定と対応

法が制定、施行されたことを受け、教職員一人一人がより一層の高い問題意識を保ち、法の趣旨を踏まえた総合的な対策を講じていくことが不可欠となった。

〔法を踏まえて対応すべき主な事項〕

- （法第16条）いじめを早期に発見するための定期的な調査の実施
- （法第16条3項）相談体制の整備
- （法第22条）いじめの防止等の対策のための組織の設置
- （法第28条）重大事態への対処：事実関係を明確にするための調査
- （法第30条）重大事態への対処：地方公共団体の長による再調査

## 2 いじめの定義

「いじめ」を「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

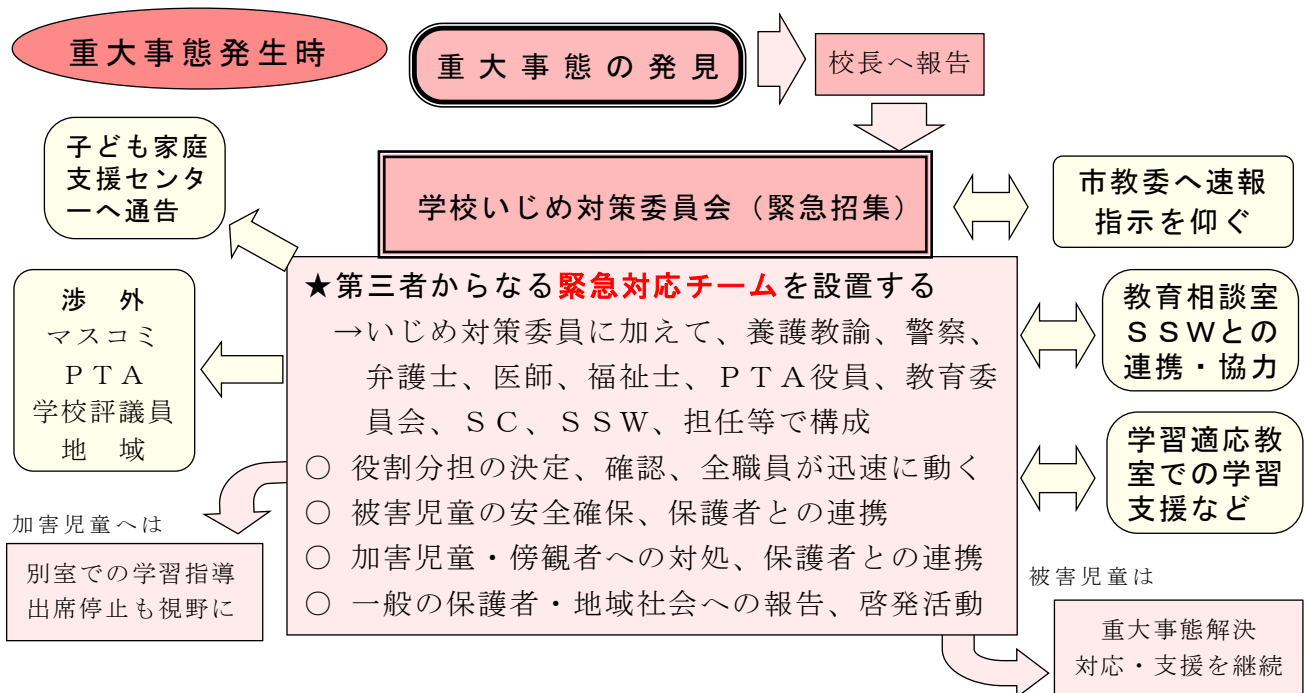
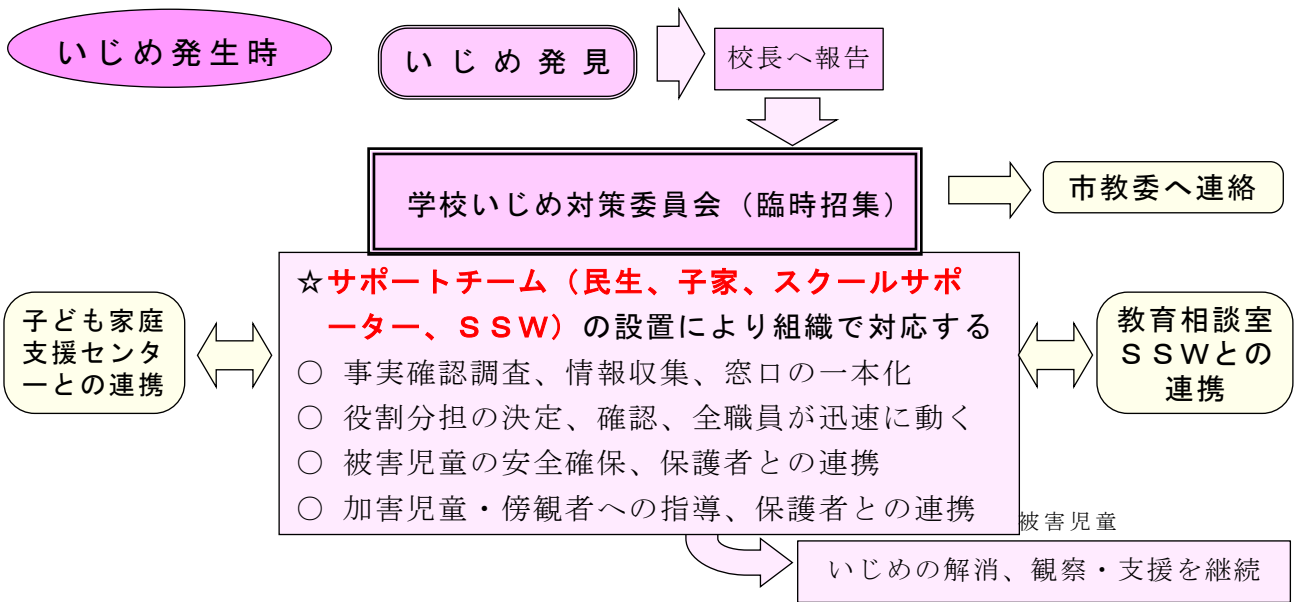
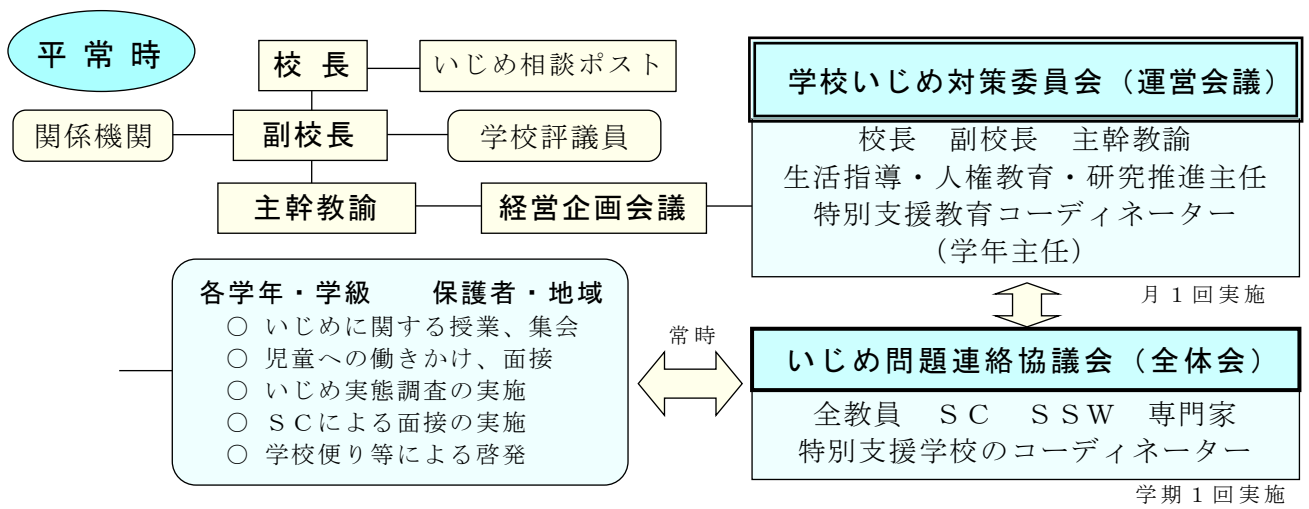
## 3 いじめ対策の基本方針

- ア いじめは、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものであり、いじめはどの学校でもどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組む。
- イ いじめを把握した場合には、速やかな解決に向けて、全校体制で迅速に取り組む。
- ウ 児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取り組む。
- エ いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階で捉え、それぞれの段階に応じて取り組む。

## 4 いじめ対策の柱

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定（本方針）
- イ 学校いじめ対策委員会及びいじめに関する連絡協議会等の実施  
対策委員会（月1回）、連絡会（週1回）、緊急対応チーム（緊急時）
- ウ いじめに関する教員研修の充実：4月、9月、1月
- エ いじめ実態調査の実施：6月、11月、2月  
「いじめ発見チェックシート」「いじめ防止カード」「いじめ相談ポスト」
- オ スクールカウンセラーによる面接の実施  
5年生5～7月
- カ いじめに関する授業の実施：全学級 道徳の授業等で每学期1回以上実施
- キ 児童による人権集会の開催：6月、11月
- ク いじめ対策実施状況の点検・評価の実施：6月、11月、2月

## 5 いじめ対策の組織及び相談体制



## 6 いじめ問題対応の4つのポイント

### ポイント1

#### 学校が一丸となって取り組む

##### ～教員の指導力の向上と組織的対応～

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力に基づく個による対応のみならず、学校全体による組織的な対応を進める。

- 特定の教員がいじめ問題を抱え込むことなく、機動的かつ組織的な対応ができるようにするため、学校いじめ対策委員会を核とし、各々の教職員の役割と責任を明確化する。

### ポイント2

#### 被害の子供を守る

##### ～子供からの声を確実に受け止め子供を守り通す～

被害の子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、被害の子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、被害の子供を組織的に守り通す取り組みを徹底する。

- 被害の子供の声やサインを早期かつ確実に受け止めるため、学級担任として子供への積極的な働きかけを行うとともに、いじめ相談ポストやスクールカウンセラーによる面接などの取組を実施する。
- 被害の子供の安全確保のために、状況をきめ細かく把握し、重大事態発生の場合等は、登下校時の付き添いなどを実施する。

### ポイント3

#### 周囲の子供に働きかける

##### ～見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校づくり～

周囲の子供が知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通すとともに、周囲の子供の発信を促すための子供による主体的な取り組みを支援する。

- 勇気をもって伝えた子供を守り通すことを宣言し、登下校時の付き添いなど、いじめから守るための取り組みを、保護者や地域と連携しながら、継続的かつ徹底して行い、周囲の子供の安全を確保する。
- 周囲の子供が「いじめを見て見ぬふりしない」よう道徳や特別活動等で指導するとともに、10月～11月にいじめの撲滅に向けた代表委員会等による主体的な取り組みを支援する。

### ポイント4

#### 社会総がかりで取り組む

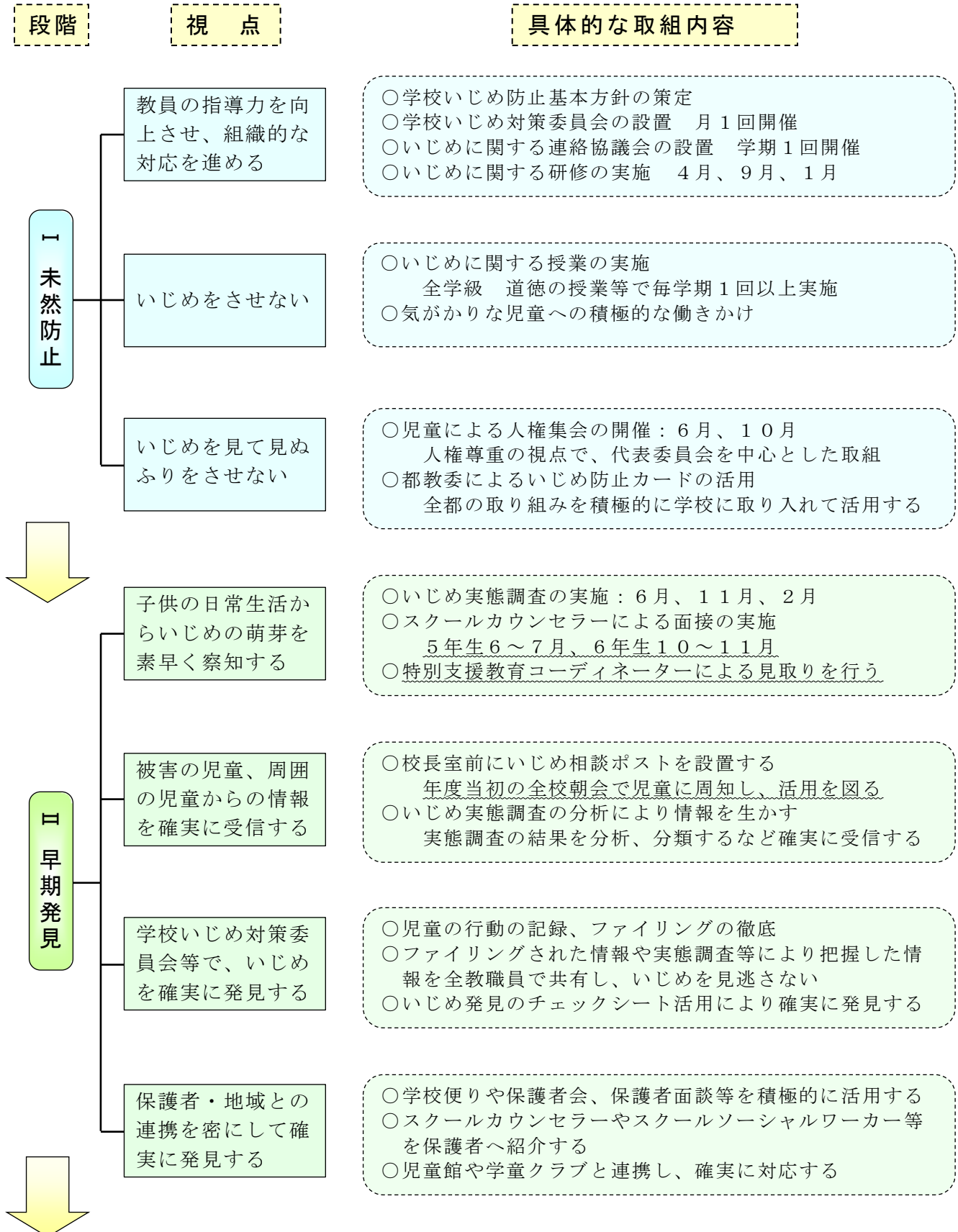
##### ～保護者・地域・関係機関との連携～

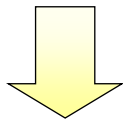
いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関との連携を密にして取り組む。

- 保護者会等を活用した情報の共有や地域人材との連携による子供の見守りを実施する。
- いじめの対応状況に応じて、警察や医療機関、福祉機関等と連携した対応を取る。

## 7 4つの段階に応じた具体的な取組

いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」4つの段階で捉え、それぞれの段階に応じた取組の視点と具体的な取組内容を示す。対応に当たっては、前述のポイントを常に念頭に置いて進めていくことが重要である。





目 早期対応

学校いじめ対策委員会を中心に対応する

- 把握した情報に基づき、対応方針を策定する  
迅速かつ的確に対応できるように方針を明示する
- 教職員の役割分担を明確にして対応する  
情報を共有しながら各自が齟齬無く組織で動く

被害の児童、加害の児童、周囲の児童へも対応する

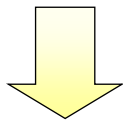
- 被害児童の安全確保を最優先に対応する
- スクールカウンセラー等を活用したケアに努める
- 加害児童に対して組織的・継続的に観察・指導する
- いじめを伝えた児童の安全・安心を確保する

市教育委員会等、関係機関と連携して対応する

- 市教育委員会への報告・連絡・相談を速やかに行う
- 市教育委員会による指導・助言・支援を仰ぎ、対応する
- 市教育相談室等、関係機関の協力を仰ぎ、対応する
- 学校サポートチームを通じて警察・児相等と連携する

保護者・地域との連携を密にして確実に対応する

- いじめ対策保護者会を開催し、連携を密にする  
正しい情報を共有し、対応方針等の理解を得る。
- 学校外における突発的な事故防止に努める  
評議員・地域を活用した登下校時の見守り等を強化する



重大事態への対処

被害の児童を保護し、心のケアに努める

- 被害児童を、複数の教員によりマンツーマンで保護する
- スクールカウンセラーによる心のケアを実施する
- スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を実施する
- 適応指導教室への通級等を実施する

加害の児童へ必要な措置の実施と心のケアに努める

- 被害児童とは別室での学習を実施する
- 警察への相談・通報を行う
- 加害児童の懲戒や出席停止等を実施する
- 加害児童とその保護者に対するケアに努める

市教育委員会と連携し、専門機関等との連携を広げる

- 市教育委員会への報告、連携を密にする
- 児童相談所等の福祉機関や医療機関と連携する
- 都教育委員会のいじめ問題解決支援チームを活用する
- 弁護士等、法の専門家から指導・助言を仰ぐ

保護者・地域との連携を確実に行い、緊急対応を実施

- いじめ対策緊急保護者会を開催し、連携を確実にする
- PTA役員・学校評議員と連携を密にし、協働する
- 民生・児童委員等と連携し、家庭・地域と対応する
- マスコミ等へ適切に対応し、個人情報保護に努める

いじめ防止対策推進法に基づく措置を講じる

- 法第28条に基づき、必要な措置を講じる  
当該重大事態に係る事実関係を明確にする調査等の実施
- 法第30条に基づき、必要な措置を講じる

## 一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

## 二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定について定めること。
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

## 三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として(1) 道徳教育等の充実、(2) 早期発見のための措置、(3) 相談体制の整備、(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として(5) いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、(6) 調査研究の推進、(7) 啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として(1) いじめの事実確認、(2) いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、(3) いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等の他いじめの防止等に関する措置を定めること。

## 四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

### 第一章 総則

#### (いじめの禁止)

四条 児童等は、いじめを行ってはならない。